



三重県公報

令和4年3月28日 (月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
14	三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則	(医療介護人材課)	2
15	三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(食品安全課)	2
16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(地域福祉課)	8
17	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(ものづくり産業振興課)	9
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則12-11 (職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則) の一部を改正する規則	(人事委員会)	10
告 示			
144	指定管理者の指定	(都市政策課)	11
145	公募設置等計画の認定	(同)	11

規 則

三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十四号

三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則を廃止する規則

三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則（平成五年三重県規則第五十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十五号

三重県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

三重県公衆浴場法施行細則（平成八年三重県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可の申請）</p> <p>第二条 施行規則第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公衆浴場の構造設備の仕様書、<u>平面図並びに給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面</u></p> <p>三〜五 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第五条 施行規則第四条の規定による変更の届出は、第四号様式によるものとし、営業施設の構造設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の仕様書、<u>平面図並びに給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面</u>を添えて届け出なければならない。</p> <p>（水質基準及び検査頻度）</p> <p>第六条 条例第四条第一項第二号ハの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>2 浴槽水として温泉、薬湯等を使用する場合であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を適用しないことができる。</p> <p>3 条例第四条第一項第二号ニの規定による浴槽水の水質検査は、毎日完全に換水する場合は一年に一回以上、連日使用している場合は一年に二回以上の頻度で行うものとする。ただし、連日使用している場合において、塩素系薬剤を用いて浴槽水</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第二条 施行規則第一条の規定による営業許可の申請は、第一号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 公衆浴場の構造設備の仕様書及び<u>平面図</u></p> <p>三〜五 （略）</p> <p>2 3 4 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第五条 施行規則第四条の規定による変更の届出は、第四号様式によるものとし、営業施設の構造設備を変更した場合にあつては、変更前及び変更後の仕様書及び<u>平面図</u>を添えて届け出なければならない。</p> <p>（水質基準）</p> <p>第六条 条例第四条第一項第二号ロの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>2 浴槽の湯として温泉、薬湯等を使用する場合であつて、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準を適用しないことができる。</p>

<p>の消毒を行っていないときは、一年に四回以上の頻度で行うものとする。</p> <p>(浴槽水の消毒)</p>	
<p>第七条 条例第四条第一項第二号ホの規定による浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を使用するとともに、浴槽水は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>一 浴槽水中の遊離残留塩素濃度が、通常一リットルにつき〇・四ミリグラム程度を保ち、かつ、最大一リットルにつき一ミリグラムを超えないこと。</p> <p>二 浴槽水中の結合塩素のモノクロラミンの濃度が、一リットルにつき三ミリグラム程度を保つこと。</p> <p>(ろ過器等の管理)</p>	
<p>第八条 条例第四条第一項第二号へ(1)の規定によるろ過器の逆洗浄等による汚れの除去及び内部の消毒は、一週間に一回以上の頻度で行うものとする。</p> <p>2 条例第四条第一項第二号へ(3)の規定による集毛器の清掃は、ろ過器の上流に設置された集毛器については毎日、それ以外の集毛器については定期的に行うものとする。</p> <p>(貯湯槽の温度)</p>	
<p>第九条 条例第四条第一項第二号ヌ(2)の規則で定める貯湯槽の温度は、通常の使用状態において摂氏六十度、最大使用時においても摂氏五十五度とする。</p> <p>(その他の衛生等の基準)</p>	<p>(衛生等の基準)</p>
<p>第十条 (略)</p> <p>(各個室への出入口の基準)</p>	<p>第七条 (略)</p> <p>(各個室への出入口の基準)</p>
<p>第十一条 条例第四条第一項第四号レの規則で定める各個室への出入口の基準は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上で、開放したものとし、出入口から内部の見通しを妨げない構造のものとする。</p>	<p>第八条 条例第四条第一項第四号カの規則で定める各個室への出入口の基準は、幅〇・七メートル以上、高さ一・八メートル以上で、開放したものとし、出入口から内部の見通しを妨げない構造のものとする。</p>

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

申請者
住 所 〒
フリガナ
氏名又は名称及
び代表者氏名
TEL

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 公衆浴場の名称及び所在地
- 2 公衆浴場の種類
- 3 営業施設の構造設備（別表）
- 4 営業開始予定年月日

備考

- 1 次の書類を添付すること。
 - (1) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し
 - (2) 公衆浴場の構造設備の仕様書、平面図並びに給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
 - (3) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載した書類
 - (4) 普通公衆浴場にあつては、当該普通公衆浴場を中心とした半径280メートルの地域内の見取図
 - (5) 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査成績書の写し
- 2 申請者が個人の場合は、生年月日を氏名の下欄に記載すること。

別表

営業施設の構造設備

敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築様式 (構造)	
換気及び採光又は照明の状況					
構造設備の状況	浴槽水及び上がり湯の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
	飲料水の取水源	水道水 ・ 井戸水 ・ その他			
	男女の区別				
	脱衣室の床面積	男	m ²		
		女	m ²		
	洗い場の床面積	男	m ²		
		女	m ²		
	浴槽の有効面積	男	m ²		
		女	m ²		
	飲料水を供給する設備	男			
		女			
	浴室の床面の傾斜及び材料	／100			
	浴室の床面、内壁及び浴槽の耐水性				
	給湯栓及び給水栓	男			
		女			
浴槽の側壁の高さ					
便 所	男		流水式手洗設備		
	女				
サウナ室又はサウナ設備	男女の区別				
	床面、内壁及び天井の耐熱性				
	床面の傾斜	／100			
	蒸気又は熱気に対する安全措置				
	給気口及び排気口				
	温度調節設備				
	室内を容易に見通すことができる窓				
	温度計、非常用ブザー等				

部号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

公衆浴場営業許可申請書（承継届出書）記載事項変更届出書

年 月 日

三重県 保健所長 宛て

届出者

住 所 〒

フリガナ

氏名又は名称及
び代表者氏名

T E L

次のとおり変更しましたから、公衆浴場法施行規則第4条の規定により届け出ます。

記

1 公衆浴場の名称及び所在地

2 公衆浴場の種類

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

4 変更の年月日

備考 営業施設の構造設備を変更した場合にあっては、変更前及び変更後の仕様書、
平面図並びに給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている申請書又は届出書は、この規則の規定に基づいて提出された申請書又は届出書とみなす。

3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県公衆浴場法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第二（第三条関係）			別表第二（第三条関係）		
区分	事務	情報	区分	事務	情報
条例別表第一 二の一の項 の規則で定 める事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務	一〇九（略） 十 外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報	条例別表第一 二の一の項 の規則で定 める事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務	一〇九（略） 十〇 十二（略）
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規			生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規	

	定に準じて行う 職権による保護 の変更に関する 事務 四 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 二十六条の規定 に準じて行う保 護の停止又は廃 止に関する事務 五 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 六十三条の規定 に準じて行う保 護に要する費用 の返還に関する 事務 六 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 七十七条第一項 又は第七十八条 第一項から第三 項までの規定に 準じて行う徴収 金の徴収（同法 第七十八条の二 第一項又は第二 項の規定に準じ て行う徴収金の 徴収を含む。） に関する事務			定に準じて行う 職権による保護 の変更に関する 事務 四 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 二十六条の規定 に準じて行う保 護の停止又は廃 止に関する事務 五 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 六十三条の規定 に準じて行う保 護に要する費用 の返還に関する 事務 六 生活に困窮す る外国人に対す る生活保護法第 七十七条第一項 又は第七十八条 第一項から第三 項までの規定に 準じて行う徴収 金の徴収（同法 第七十八条の二 第一項又は第二 項の規定に準じ て行う徴収金の 徴収を含む。） に関する事務	
--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をこ
こに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十七号

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則
三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例施行規則（昭和三十二年三重県規則
第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後 附 則	改正前 附 則
----------------	----------------

<p>1 3 (略)</p> <p>4 試験研究機関の長は、令和二年八月一日から令和五年三月三十一日までの間に条例第一条に規定する設備等の使用をさせた場合又は試験等の依頼があつた場合において、使用者又は依頼者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、住所又は事業所の所在地が県内であるときは、条例第一条の二の規定による知事が定める使用料の額（基本料金を除く。以下この項において同じ。）又は条例第二条の規定による手数料の額から、知事が定める使用料の額又は条例別表第一から第八までに掲げる手数料の額に百分の五十を乗じて得た額を減じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、端数を切り捨てた額）を、使用者又は依頼者から徴収することができる。</p>	<p>1 3 (略)</p> <p>4 試験研究機関の長は、令和二年八月一日から令和四年三月三十一日までの間に条例第一条に規定する設備等の使用をさせた場合又は試験等の依頼があつた場合において、使用者又は依頼者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、住所又は事業所の所在地が県内であるときは、条例第一条の二の規定による知事が定める使用料の額（基本料金を除く。以下この項において同じ。）又は条例第二条の規定による手数料の額から、知事が定める使用料の額又は条例別表第一から第八までに掲げる手数料の額に百分の五十を乗じて得た額を減じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、端数を切り捨てた額）を、使用者又は依頼者から徴収することができる。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹川 博子

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一一（職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「条例」という。）<u>第三十三</u>条の規定に基づき、職員の育児休業等の承認の請求手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>条例第二条第三号イ</u>⁽²⁾の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第二条の二 <u>条例第二条第三号イ</u>⁽²⁾の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（<u>条例第二条の四第二号</u>の人事委員会規則で定め</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「条例」という。）<u>第三十一</u>条の規定に基づき、職員の育児休業等の承認の請求手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>条例第二条第三号イ</u>⁽³⁾の人事委員会規則で定める非常勤職員）</p> <p>第二条の二 <u>条例第二条第三号イ</u>⁽³⁾の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。</p> <p>（<u>条例第二条の四第二号</u>の人事委員会規則で定め</p>

<p>る場合) 第二条の四 条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（条例第二条第三号イ(1)に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子の一歳六箇月到達日（条例第二条第三号イ(1)に規定する一歳六箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 (略)</p> <p>(条例第二十七条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第十二条の二 条例第二十七条第二号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>る場合) 第二条の四 条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合は、当該非常勤職員の養育する子が二歳に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職（条例第二条第三号イ(1)に規定する特定の職をいう。）に引き続き採用されないことが明らかでない場合であつて、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当該子の一歳六箇月到達日（条例第二条第三号イ(2)に規定する一歳六箇月到達日をいう。以下同じ。）後の期間について、当面その実施が行われない場合</p> <p>二 (略)</p> <p>(条例第二十七条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員)</p> <p>第十二条の二 条例第二十七条第二号ロの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 144 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、鈴鹿青少年の森の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体
 所在地 鈴鹿市矢橋一丁目 23 番 4 号
 名 称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社
 代表者 代表取締役 益田 直樹
- 2 指定した年月日
 令和 4 年 3 月 24 日
- 3 指定の期間
 令和 5 年 2 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

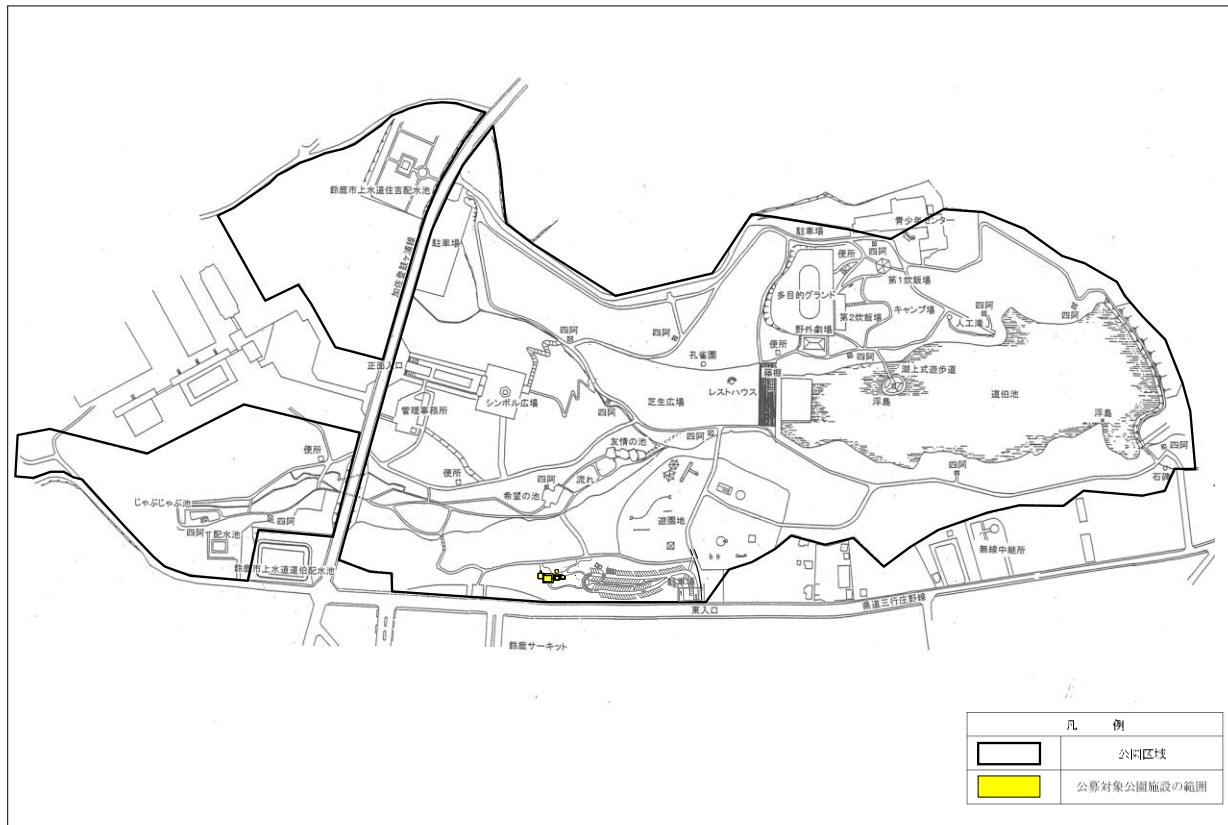
三重県告示第 145 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をしたので、同条第 2 項の規定に基づき公示します。

令和 4 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 認定計画提出者
フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社
- 2 認定日
令和4年3月24日
- 3 認定の有効期間
設置管理許可日から令和23年3月31日まで
- 4 公募対象公園施設の場所
鈴鹿市住吉町
鈴鹿青少年の森内
(施設の範囲は別添図面のとおり)



発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
